

産業廃棄物関連業務調査報告書 <概要版>

平成 18 年 3 月

社団法人 日本廃棄物コンサルタント協会
産業廃棄物関連事業研究専門委員会

1. はじめに

現在まで廃棄物コンサルタントの対象事業は主に地方自治体の一般廃棄物処理事業であり、産業廃棄物に関するコンサルティングの実績は少なかった。しかし、産業廃棄物処理業界もダイオキシン類対策の強化や違反に対する規制強化により、再編や質の向上が進んでおり、さらに他分野の業界から処理業やリサイクル事業分野への参入が見られる。また、一廃と産廃を公共関与により広域的に共同処理を行なう事業も推進され、高度なコンサルティングが求められている。更に、排出事業者が環境保全に留意した経営を進めており、それに対するコンサルティングが新たな市場になりつつある。このような状況から、当協会会員の民間おそらく産業廃棄物関連の受注高は平成 10 年度から増加している。

このような背景から、産業廃棄物関連業務研究専門委員会では、産業廃棄物に関連するコンサルティング市場を調査し、その業務内容を整理するとともに、これからの新規業務についても提案を行った。

本専門委員会では、下記の 4 つのテーマに的を絞り、産業廃棄物関連業務の整理、業務内容の検討、今後発生すると考えられる業務の提案等を行った。

①産業廃棄物処理事業関連業務

産業廃棄物処理の関連情報の整理、事業者に対するコンサルティング業務の検討、コンサルタント会社が業務を受注するに当たっての留意点を検討した。

②負の遺産修復関連業務

最終処分場、不法投棄現場、埋設農薬、水域の底質ダイオキシン類等の環境に蓄積されている、いわゆる負の遺産と呼ばれる廃棄物による環境汚染現場の修復に関するコンサルティング業務の内容について整理した。

③廃棄物総合計画とコンサルティング業務

廃棄物の広域処理、リサイクル・エネルギー活用、公共関与による民間処理等をキーワードに、新たな地域の廃棄物総合処理計画の提案とコンサルティング業務について検討した。

④排出事業者に対するコンサルティング業務。

排出事業者が行っている適性処理・3R推進の状況と課題、廃棄物管理・ガバナンスの状況等を調査し、関連するコンサルティング業務の提案を行った。

2. 産業廃棄物処理事業関連業務

2. 1 産業廃棄物の状況

産業廃棄物の排出量、処理処分の状況、施設整備の状況について整理した。産業廃棄

物の排出量は横ばいであるが、この10年、中間処理による減量化、再生利用量が増加し、最終処分量が減少している。また、焼却施設、最終処分場の建設数は減少しているが資源化施設の整備に伴う破碎施設の建設数は増加している。

2. 2 産業廃棄物関連法の現状

産業廃棄物関連法令の最近の動向について整理した。この10年で、循環型社会形成を目指した、廃棄物の減量化・リサイクル推進の措置、不法投棄撲滅のための排出事業者責任の強化、処理業者への規制強化、優良産業廃棄物処理事業者への優遇措置等の法令が整備された。

2. 3 産業廃棄物処理事業の課題

上記のように、産業廃棄物処理業界は3R推進の施策により単なる適正処理から再資源化主体に移ってきている。また、不法投棄防止のため処理会社の質が問われている。そのため、処理会社の質の向上、情報開示への積極性が求められている。一方では、産業廃棄物処理は循環型社会を形成するための重要なインフラとして位置付けられることが必要であり、単に施設整備への対応を厳しくするだけでなく、整備の行政手続きの迅速性が求められる。

2. 4 産業廃棄物処理事業関連コンサルティング業務

産業廃棄物処理事業者への施設設置手続き、事業許可手続き、生活環境影響調査等のコンサルティング業務の内容を整理した。また、排出事業者と処理業者とを繋ぐビジネス、装置メーカーや建設会社の処理事業への参入、廃棄物・資源化物の物流ビジネス、処理業者の質向上、優良事業登録等に関連する新規コンサルティング業務についても検討を行った。

2. 5 産業廃棄物関連業務受注における留意点

産業廃棄物に関連するコンサルティング業務、特に処理業者からの受注は、官庁からの受注に比べ、売掛金の回収、事業中断等による契約解除等のリスクを抱えている。そこで、当協会会員に最近の産業廃棄物関連業務の受注状況についてアンケート調査を行った。その結果、受注実績は年々増加しており、発注元の約半分は処理業者等の民間であった。契約にあたっては、発注元の事前信頼性調査、支払条件の配慮、瑕疵リスクに対する配慮（責任の明確化、受注業務の追加・変更への対応、議事録の相互承認、完了検査の実施、事業延長・遅延への配慮等）に留意しているとの回答があった。

3. 負の遺産修復関連コンサルティング業務

3. 1 最終処分場廃止関連業務

最終処分場の廃止基準は平成10年に制定され、最近では廃止に関する調査、廃止手続き、跡地利用計画等の関連業務が増加している。ここでは、廃止基準、最終処分場安定化監視マニュアルを整理、解説するとともに、関連するコンサルティング業務について検討した。

3. 2 不法投棄関連業務

廃棄物の不法投棄は平成16年度末には、発覚しているだけでも2560件、1600万t

にもものぼっている。大きな不法投棄で修復が始まった現場として香川県豊島、青森・岩手県、岐阜市、四日市市等が有名である。ここでは、不法投棄修復コンサルティングの手順や不法投棄撲滅関連ビジネスについて検討した。

3. 3 POPs 関連業務

POPs は残留性有機汚染物質の略称であり、ダイオキシン類、PCB、化学農薬等が該当する。我が国は 2002 年 8 月に POPs 条約を締結し、以来 PCB、埋設農薬等の処理を進めている。環境省や農水省の出している調査・修復計画等のマニュアル、関連するコンサルティング業務を簡単に紹介した。

3. 4 底質ダイオキシン類対策関連業務

ダイオキシン類は清掃工場の焼却施設だけでなく、熱や塩素を使用する工場からも非意図的に排出され、その結果、河川や湾等の水域を汚染し、底泥に蓄積されていることが調査結果から判明している。最近、国（国土交通省）や都道府県が主体となって、底質の浄化が推進されている。底質ダイオキシン類の対策手順、処理技術の動向、関連するコンサルティング業務について検討した。

4. 廃棄物総合計画と関連コンサルティング業務

4. 1 廃棄物総合計画の必要性

現在、地方自治体は廃棄物管理・処理において、①環境負荷の低減、エネルギー問題、②廃棄物処理の効率性の向上、③事業系一般廃棄物、適正処理困難物への対応、④廃棄物の自区内処理の原則からの乖離、④財政の逼迫、などの問題を抱えている。これらを解決するため、①環境負荷の小さい処理システムの導入、②廃棄物処理の広域化、③産業廃棄物処理への公共関与、④一般廃棄物と産業廃棄物の併せ処理、④エコタウンなどのまちづくり、リサイクル、エネルギー利用と一環とした施設整備、の方向性が考えられる。そのためには、都道府県、市町村、民間事業者が連携・協調し、地域住民にも受け入れられる廃棄物の総合計画の策定、実施が必要となると考えられる。

4. 2 公共関与による廃棄物処理

地域の廃棄物を住民合意を得つつ広域的に処理を行っていく公共関与のスキームとして、廃棄物処理センター事業、エコタウン事業がある。また、最近ではリサイクル、エネルギー利用効率の高い事業については環境省、農林水産省、経済産業省の補助金や税制優遇措置を利用できる制度がある。また、大量の資源化可能な廃棄物の物流拠点として港湾を整備する、国土交通省のリサイクルポート整備事業も推進されている。

4. 3 事業主体のシフト

一般廃棄物の処理は地方自治体の責任で行われ、事業主体も地方自治体であったが、財政の逼迫や技術水準の確保に対処するため、民間の経営能力やサービス提供技術を導入する手法として PFI 方式を採用する事例も見られる。ここでは、その事例や導入手続きについて整理した。

4. 4 連携による総合廃棄物処理計画

地域の廃棄物を、都道府県、市町村、民間が連携して総合的に処理・リサイクル、エ

エネルギー活用する事例として、彩の国資源循環工場（埼玉県）、倉敷市PFI事業、北九州エコタウン事業の事例を紹介した。

4. 5 公共関与事業におけるコンサルティング業務

地域の廃棄物処理を公共関与により総合的に推進する場合におけるコンサルティング業務の手順や、PFI事業における地方自治体、SPC、金融機関へのコンサルティング業務の内容について整理した。

4. 6 我が国のPFI制度に関する考察

我が国で導入されたPFI制度は、海外の先駆的なものと比較すると、いくつかの点で独特なものとなっている。我が国の導入の経緯を見ることにより、抱える課題や今後、改良すべき点などを考察した。

5. 排出事業者に対するコンサルティング業務

5. 1 排出事業者の3R推進の状況と課題

排出事業者である企業の廃棄物への取組は、排出事業者責任の強化、地球環境問題、3R推進への取組姿勢への市場の反応の高まりに呼応して、この10年で大きく変化している。ここでは経団連が加盟業界団体に対して行っている廃棄物対策の取組状況の調査結果をまとめ、状況と課題を整理した。結果としては、最終処分量が排出後の中間処理による減量化、再利用によりこの10年間で4分の1程度に減少した。しかし、排出量そのものの抑制、循環のためのコスト、エネルギー投入量、資源化物の需要確保、品質の確保、産業間の連携、情報開示・コミュニケーション等にまだ課題がある。

5. 2 企業経営と廃棄物ガバナンス

廃棄物の排出事業者責任は年々強化され、不法投棄が起きた場合には、その修復費用は排出事業者も負担することとなってきている。そのため、廃棄物管理の社内体制を強化すること、不法投棄を起こさない信頼できる処理事業者に廃棄物処理を委託することが特に重要である。ここでは、これらを遂行するための要点を整理した。

5. 3 排出事業者へのヒアリング

業種は建設系廃棄物処理業者、廃棄物運搬業者、ビル管理会社、建設会社、開発事業者に限定したが、廃棄物管理の状況・課題、コンサルタントの導入可能性等についてヒアリングを行った。

5. 4 排出事業者に対する新規業務

上記の調査結果から、排出事業者に対して、廃棄物管理・ガバナンス体制の構築、廃棄物の減量化・資源化推進、処理コスト削減のコンサルティング、廃棄物処理業者選定、民間主体の処理事業構築、アスベストなどの新規法令への対応・リスク低減、などに関連した新たなコンサルティング業務が考えられる。

この概要版及び本編に対するお問い合わせ先 (社) 日本廃棄物コンサルタント協会

〒101-0032 東京都千代田区岩本町2-1-20 エステックビル3F

E-mail: jwc@hikonkyo.or.jp Tel: 03-5822-2774 Fax: 03-5822-2775